



広島女学院

130th
Anniversary Since 1886



CUM DEO LABORAMUS

創立130周年記念募金
趣意書



学校法人 広島女学院

趣意書

広島女学院は1886年(明治19)、ランバス父子の支援のもと砂本貞吉牧師、N.B.ゲーンズ校長によってキリスト教を基盤として建学の礎が築かれました。

1945年(昭和20)、原爆により教職員・学生・生徒350名の犠牲者を出し、校舎一切を失いましたが、本学院の標語 CUM DEO LABORAMUS「我らは神と共に働く者なり」(コリントの信徒への手紙一3章9節)を軸に幼稚園、中学校、高等学校、大学、大学院をもつ広島女学院として今日まで発展して来ました。

さて、本学院は今年創立130周年を迎えました。これからも「冷静な判断力と決断力に加え寛容の精神をもって世界平和と地域に貢献できる女性を育成する使命」を果たして参ります。

女性の活躍が多方面で求められている今日、本学院では「女性の一生涯を生かすキャリア教育」を充実させて社会に貢献して参ります。本学院に課せられた使命を達成するための記念事業をいくつか挙げさせて頂きました。経済情勢の厳しい折、甚だ恐縮に存じますが、記念事業の趣旨にご理解ご賛同くださり、募金活動に格別のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。



学校法人広島女学院理事長
中川 日出男



広島女学院院長
湊 晶子

募金事業

A 奨学金制度の充実

◎国際交流の活性化および優秀な学生のサポートの両面から奨学金制度を充実させます。

B 教育研究施設・設備の充実

◎上臈キャンパス(中学校・高等学校)の設備の充実、牛田キャンパス(大学・大学院・幼稚園)の施設整備と改修を行い、快適な教育環境の実現を図ります。

◎グローバル教育の充実、IT環境の整備、子育て支援の充実を図るための幼大連携の質的向上等を目的とする教育研究設備の充実を図ります。

C エンパワーメント・センターの充実

◎女性のキャリア構築、学びを生涯にわたってサポートするエンパワーメントセンターを充実させます。将来的には地域の方々にも開放し、「女性のライフキャリア」をサポートする拠点とします。

学校法人広島女学院 創立130周年記念募金の詳細について

皆様からいただいたご寄付は「広島女学院創立130周年記念募金」と名付け、130周年記念事業のために使用されます。本募金は、寄付金の使途を募金事業(A～C)の中から、ご指定いただくことも可能です。その場合は誠にお手数をおかけいたしますが同封しております専用振込用紙の通信欄にご記入をお願いします。

- 目 標 額：3億円
- 募 金 期 間：2016年10月1日(創立記念日)～2019年3月31日
- 募 金 額：1口5千円
(できましたら2口以上のご支援を賜りますようお願いいたします)
- 寄付者名簿：ご寄付いただいた皆様のご芳名は学院報に掲載させていただきます。
(掲載をご希望されない方は、振込通知書の匿名希望欄にチェックを入れてください)

払込方法

1. 金融機関窓口での払込

同封の専用振込用紙(銀行・郵便局)にご記入のうえ、各金融機関窓口にお出してください。

(1) 銀行振込／受取口座名：学校法人広島女学院130周年募金口

銀行名

- 広島銀行白鳥支店〈普通預金〉口座番号 3317326
 - もみじ銀行牛田支店〈普通預金〉口座番号 3031601
 - 広島信用金庫牛田支店〈普通預金〉口座番号 414568
- ※専用振込用紙の振込先銀行欄に○印表示により振込銀行をご選択ください。
※振込指定銀行の本支店間振込に限り振込手数料は不要です。
※現金自動預払機(ATM)でのお振込はできません。

(2) 郵便振替／受取口座名：学校法人広島女学院

- 振替口座番号 01380-9-27675
- ※専用振込用紙による振込は手数料不要です。

2. 現金によるご寄付

本学院窓口(広島女学院大学頌栄館1階財務課)でもお受けいたします。事前に募金係までお問い合わせください。

3. 法人からのご寄付

お申込者が法人で「受配者指定寄付金」をご希望の場合は、事前に募金係までお問い合わせください。

※募金領収書の発行日は、本学院への入金日となります。金融機関への払込みが年末の場合は、寄付金控除が翌年の対象となりますので、あらかじめご了承ください。
なお、「受配者指定寄付」の「寄付金領収書」の発行については、「税制上の優遇措置について(法人の場合)」をご覧ください。
詳細につきましては、募金係までお問い合わせください。

4. 遺贈によるご寄付

本学卒業生、教職員、一般有志の方が、遺産の一部を本学にご寄付いただく制度もございます。遺贈として本募金にご寄付をお考えの方は、募金係までお問い合わせください。

ご意見、お気付きの点などがございましたら、お手数をおかけしますが、募金係までご連絡いただければ幸いです。
なお、ご寄付により本学院が取得しました「個人情報」につきましては、本募金に関する業務(寄付申込書、寄付金受領証明書、お礼状等)にのみ利用させていただきます。

税制上の優遇措置について

個人のみなさまの場合

■所得税

本学への寄付金は、文部科学大臣より寄付金控除となる証明を受けております。

下記の2種類の制度からいずれか有利な制度をお選びいただき、所得税制上の優遇措置を受けることができます。

1. 税額控除制度

「その年の寄付金額-2,000円」の40%相当額を、その年の所得税額から控除することができます。

対象となる寄付金額は、総所得金額等の40%が限度であり、税額控除額は、所得税額の25%が限度となります。

2. 所得控除制度

「その年の寄付金額-2,000円」が年間所得額から控除されます。

控除できる寄付金額は、その年の総所得金額等の40%相当額が限度となります。

※所得税控除の手続きは、本学発行の「寄付金額収書」および本学が文部科学大臣から交付を受けている「特定公益増進法人であることの証明書写」、
「税額控除に係る証明書写」を添えて、ご寄付いただいた翌年の確定申告期間に所管税務署に確定申告を行い、所得税の還付を受けてください。

法人のみなさまの場合

法人税法上の優遇措置を受けられます。寄付金に対する損金算入等の措置に関する手続きには、下記の2種類があります。

1.(指定寄付金)はその全額が事業年度の損金となり、2.(一般寄付金)は一定の限度額までが損金に算入できます。

1. 受配者指定寄付金

この寄付金は、本学が「受配者指定寄付金」として、日本私立学校・共済事業団(以下、「事業団」という)を通じていただくものです。この制度を利用して寄付者(企業・法人)は、寄付金を全額損金に算入することが可能です。本制度の利用をご希望の方は、本学財務課(募金係)までご連絡ください。ご入金いただいた寄付金は、本学からいったん事業団へ送金します。損金算入に必要な事業団発行の「寄付金受領書」は、事業団から発行され次第、本学を経由して送付させていただきます。

※寄付者(企業・法人)が直接事業団に振り込まれる場合は、事前に本学財務課(募金係)までご連絡ください。

(お願い) 事業団の寄付金受領日は、受入期間内において事業団の指定銀行の口座に寄付金が入金された日となります。従って、寄付者である企業・法人の寄付金を支出した日の属する事業年度(決算日)を過ぎてしまいますと寄付者はその年度の損金算入が認められなくなります。決算日にご注意いただきますようお願いいたします。

2. 特定公益増進法人への寄付

特定公益増進法人に対する寄付として、損金算入限度額とは別枠で損金として算入できます。

〈損金算入限度額〉=(資本等の金額×0.375%+当該年度所得×6.25%)×1/2

特定公益増進法人に対する寄付金の合計額が、特別損金限度額を超えて損金に算入されなかった金額は一般寄付金の損金算入限度額の範囲内で損金算入ができます。

〈一般寄付金の損金算入限度額〉=(資金等の金額×0.25%+当該年度所得×2.5%)×1/4

※損金算入は、本学発行の「寄付金額収書」および「特定公益増進法人であることの証明書写」によって法人税減免の手続きをすることができます。

●募金についてのお問い合わせ

学校法人広島女学院 法人事務局 財務課(募金係)

〒732-0063 広島市東区牛田東4-13-1 TEL:(082)228-0387 FAX:(082)227-4502

E-mail:Keiri@gaines.hju.ac.jp